

# 給付金等の申請漏れがないか 今一度、ご確認ください!



チェック項目	支援制度	支給(助成)額	申請期限
売上が前年同月比で50%以上減少した	⇒ 持続化給付金【国】	法人 上限200万円 個人 上限100万円	令和3年 1月15日(金)
	⇒ 中小企業再建支援金【県】	10万円～40万円 ※県内に主たる事業所がある事業者が対象 ※6月以降の連続する3か月の売上が前年比で30%以上減少も対象	令和3年 1月31日(日)
売上が前年同月比で20%以上50%未満減少した	⇒ 中小企業者事業継続給付金【市】	20万円 ※市内に主たる事業所がある事業者が対象	<期限延長> 令和3年 1月15日(金)
⇒ 家賃の支払いが苦しい	⇒ 家賃支援給付金【国】	法人 上限600万円 個人 上限300万円 ※5月～12月の売上が前年同月比で、50%以上減少又は連続する3か月の合計で30%以上減少	令和3年 1月15日(金)
⇒ 従業員を休業させた	⇒ 雇用調整助成金【国】	労働者1人1日につき 15,000円(特例措置)	<期限延長> 令和3年 2月末まで (特例措置適用期間)

まずは、お電話ください  
千葉市 事業者向け臨時相談窓口

 043-245-5898 (平日9時～17時)